

議会だより

第2回定例議会

平成十八年第二回西栗倉村議会定例会が六月二十日に開催されました。

今議会では、監査委員から例月出納検査の報告の後、条例制定2件、条例改正等11件、各会計の補正予算5件、平成十七年度公営企業会計の決算認定2件等が審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。審議の内容は次のとおりです。

○村長所信表明（抜粋）

近年、税金の滞納額が大幅にふくれていること、中小の町工場が無くなったこと、「木のむら」として事業展開が難しくなったこと、財政状況の厳しさから公共事業が激減したこと、さらには郵政の民営化、農協、森林組合、市町村の

再編成で将来的にも唯一安定した雇用環境が崩壊することなどから、地域の経済循環の縮小と弱者の雇用環境の悪化が想像されます。繰り返し述べていますが、縮小均衡での経済循環が最大の課題です。

津山圏域広域ゴミ処理の問題で、建設場所について白紙にもどして検討することになりました。緊急性の高い大きな問題です。

介護、医療制度改革も高齢化率が34%を超える我が村にとっては大きな影響をうけます。老人医療費無料の仕組みから何年経過したのでしょうか？改正の大半の部分は老人の負担金の増額です。特に後期高齢者の医療制度については沢山の問題点があります。一人あたり一年間の老人医療費は、西栗倉村57万円で、玉野市は92万円、県下平均は80万円。地域による医療格差も含めて県下広域組合の整合性は西栗倉にとって極めて難しい問題です。それに伴い西栗倉村の国保2割自己負担の継続についても十八年十月改正と二十年四月からの改正に向けて非常に難しい選択となり、住民を巻き込んだ議論が必要です。いずれにしろ西栗倉には長年培った健康対策の成果

があります。その上で健康寿命100歳、生活習慣病、在宅医療、在宅介護の政策展開が欠かせません。

西栗倉では十二年度から出張手当、敬老年金の全廃でスタートした行財政改革の積み重ねで、十七年度決算においても健全性が確保できたと確信しています。公社に約3600万円の赤字繰り入れをしました。一般会計で約8000万円の繰り越し、国保会計では約2600万円、老人医療では約1600万円、介護サービスでは約1100万円、介護では約600万円、診療所会計では約700万円など、12会計で約1億5000万円の繰り越し予定です。

最近の政府の審議会の交付税の数値の減額、地方財政計画、新型交付税、破綻法の整備、地方債の自由化等の意見には非常に腹立たしい思いでいっぱいです。我々は日々住民の最前線で国の代行サービスを受けもっています。決して毎日「うな重」を食べてはいません。

どのような時代背景でも日々住民の生活はあります。所帯が苦しいなら苦しいで、成熟社会のなか

で「低コスト満足社会」の創造に日々挑戦せねばなりません。

予算の総額がこれからも減額するとすれば、債務、施設、雇用の三大過剰の解決、すなわち将来を冷静に予測して、予算規模に対して健全な債務残高、施設管理の限界、雇用体制の見直しが優先されなければ、村の持続が可能になりません。

そのことをうけて具体的にまず債務残高については平成十二年度末に一般、特別会計で48億が十七年度末には38億、さらに複数年度予算で5年後に28億以内の総枠で償還、起債計画で執行する。その流れの一貫で金利の高い起債の繰り上げ償還（1億4000万円）と県森林公社への分担金235万円を過疎債対応で一括支払いします。また普通事業では緊急度の高い風倒木の処理に329万円、借地との交換のための造成費として250万円、また中土居の野井張公園植栽事業として200万円など、総額約1億2776万円追加して18億9121万円になるものです。

また将来の施設管理の限界を判断していくための指定管理者制度

の条例整備を行います。公社の運営、在り方については長年議論を積み重ねてきたところですが、欠損金、委託金、議会との情報共有の在り方等問題を整理しながらより小回りのきくまた消費動向に対応可能な民間的組織に脱皮できる体制整備が目的です。西栗倉にとって大切な問題です。議論を賜りたいと思います。

○ 報告

◇ 例月出納検査報告

(四月一四日実施分)

(五月一九日実施分)

◇ 平成十七年度予算繰越明許費

(村道大茅線改良事業費

七〇,三〇〇千円)

○ 可決した議案

《条例の制定》

◇ 西栗倉村宅地分譲条例

(村が土地を造成・分譲し、住宅建築を容易にすることで定住人口

の増加を図る)

◇ 西栗倉村道路及び普通河川等管理条例

(国の所管であった赤線・青線が村の管理へ移行)

《条例の改正》

◇ 西栗倉村税条例

(村民税の所得割税率が一律10%に改正等)

◇ 西栗倉村国保税条例

(介護保険分の上限を九万円に引き上げ)

◇ 西栗倉村地域振興基金条例

(起債の繰上償還等、繰り替え運用を可能にする)

◇ あわくら旬の里設置及び管理に関する条例

(指定管理者制度の制定)

◇ 国民宿舎あわくら荘設置及び管理条例

(指定管理者制度の制定)

◇ 黄金泉の設置及び管理に関する条例

(指定管理者制度の制定)

◇ あわくらんど設置及び管理条例

(指定管理者制度の制定)

◇ 西栗倉村道路占用料徴収条例

◇ 西栗倉村過疎地域自立促進市町村計画の変更

(林道ダルガ峰線舗装計画の延長)

◇ 美作市・西栗倉村障害程度区分認定審査会事務の委託

◇ 岡山市町村総合事務組合の組合市町村数の増加及び規約の変更

《補正予算》

◇ 一般会計(第1号)

補正額 一二七,七六四千円

予算総額 一,八九一,二一五千円

(補正の主なものは、簡易水道会計及び農業排水会計繰出金九七,六四二千円、公営住宅債の繰り上げ償還、障害程度区分認定審査委託金、大茅岩津原水路の改修工事等)

◇ 国保診療所会計(第1号)

補正額 〇千円

予算総額 八六,六四二千円

(備品の購入一八〇千円 予備費から)

◇ 介護サービス会計(第1号)

補正額 〇千円

予算総額 一六,八六三千円

(一般会計へ繰出金

一〇,〇〇〇千円 予備費から)

◇ 簡易水道事業会計(第1号)

補正額 一〇〇,〇〇四千円

予算総額 一八五,一七六千円

(起債の繰り上げ償還)

◇ 農業集落排水事業会計(第1号)

企業債償還金

補正額 五,六五三千円

企業債償還金総額

三三,四一六千円

(起債の繰り上げ償還)

《決算認定》

◇ 平成十七年度レストセンターあわくらんど事業会計

◇ 平成十七年度農業集落排水事業会計

井上吉男代表監査委員から決算審査意見の報告の後、可決認定されました。

決算の詳しい内容は、十月にお知らせします。

《議員提案》

◇ 地球温暖化防止と国土保全のための日本の森林・林業の幅広い推進と検討を求める意見書の提出